

学校施設（体育館）への空調設備の導入等設備の充実を求める意見書（案）

近年、全国各地で記録的な暑さを更新するなど、夏の暑さが厳しくなっている。子供たちが学校内で熱中症になる事例も多く、2018年には文部科学省から都道府県教育委員会に対し、必要に応じて夏休みの延長や臨時休業日の検討を求める通知が出されている。

また、感染症対策の観点からも、子供たちが長時間を過ごす学校内においてもこまめな換気や温度調整が求められている。

学校施設（体育館）は、子供たちが長時間過ごす場であり、文部科学省の調査でも、空調設置やトイレ改修後においては学力の向上が見られるとの結果が出ており、学校施設（体育館）の整備は今や不可欠となっている。

また、災害時は地域の避難所となる重要な施設であることから、熱中症等の予防など、良好な避難環境を維持するためにも空調設備の整備は必要である。

よって、国においては、子供たちが安全で安心して学校生活を送れるよう、学校施設の耐震化・老朽化対策、防災対策等と併せ、希望する全ての学校において、学校施設（体育館）への空調整備に係る既の実施されている支援に加え、さらなる支援を行うことを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年3月27日

奈良市議会